

○栃木県文化功労者表彰規則

平成十年三月三十一日
栃木県規則第三十号

栃木県文化功労者表彰規則を次のように定める。

栃木県文化功労者表彰規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県の文化の振興に著しく貢献した者を栃木県文化功労者として表彰するために必要な事項を定めるものとする。

(表彰の決定)

第二条 栃木県文化功労者は、栃木県附属機関に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第五十二号）第一条に規定する栃木県文化功労者選考委員会が選考した者のうちから、知事がこれを決定し、表彰する。

(表彰の時期)

第三条 この規則による表彰は、毎年一回十一月に行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(表彰の方法)

第四条 この規則による表彰は、知事が表彰状、功労金、文化功労章及び文化功労章略章を授与して行うものとする。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、栃木県文化功労者の表彰に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する